

木材関係団体 御中

林野庁林政部木材産業課長

建築主や設計者が必要とする木材情報の提供などの  
適切な対応等をお願いについて

日頃より、木材産業行政に、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和7年4月から、改正建築基準法の施行に伴い、建築確認・検査における審査省略制度（いわゆる「4号特例」）の対象が縮小され、建築主や設計者による建築確認の申請手続き等が変更されます。具体的には、「2階建て以上又は延べ面積200㎡超」の木造建築物は、全ての地域で建築確認・検査が必要になるとともに、構造関係規定等の審査が必要となります。

これにより、建築主や設計者から、木材を供給する事業者に対して、調達する木材の品質・性能を問われる機会が増加するものと予想されます。

ついては、貴会におかれましては、建築用の木材を供給する傘下の会員に対して、下記の点につき、周知・徹底を図るよう、ご協力をお願い申し上げます。

記

1 建築主や設計者が必要とする木材情報の提供

いわゆる「4号特例」の縮小により、新たに審査の対象になる建築物については、建築基準法施行令第41条に基づき、審査時における提出図書のうち「仕様表」等において、柱や梁などの構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質※（例えば、木材の規格（JAS）または等級など）を記載する必要が生じます（資料1）。

ついては、木材を供給される事業者におかれては、申請手続きを行う建築主や設計者から、木材の品質に関する情報提供の依頼があった場合には、適切にご対応いただけるよう、お願い申し上げます。

※ 建築基準法施行令第41条

「構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならない。」

2 製材のJAS認証取得

上記1のような「仕様表」等への木材の品質の記載により、建築物に用いられる木材に品質・性能の明示が求められるようになることから、JAS材への需要が高まるものと想定されます。

ついては、まだJAS認証を取得していない工場等におかれては、JAS格付製品の供給量増加に向けて、JAS認証の取得をご検討頂けるよう、お願い申し上げます（資料2）。

なお、林野庁では、JAS構造材供給体制の整備に向けて、令和6年度補正予算から、グレーディングマシン、含水率計等の単体での導入を新たに支援対象に追加するとともに、同補正予算では、JAS材の品質管理等に必要な人材の育成や測定機器の導入、アドバイザー派遣等への支援も新たに措置しました。（資料3）

都道府県によっては、JAS認証の取得経費への支援を行っている場合もありますので、別添の支援措置一覧（資料4）をご参照の上、これらのご活用もご検討願います。

（詳しい内容等については、下記の林野庁又は各都道府県の担当にお問い合わせください。）

※ なお、無等級材についても、別紙の要求性能を満たすものとして流通しており、今後、当該基準に基づき、関連情報を求められる可能性もありますので、ご注意ください。

<p>（担当）林野庁木材産業課木材製品調査班 高木、立花 電話：03-6744-0583</p>
--

■仕様表

(資料1)

単位:特記なき限り(mm)

住宅の名称		〇〇様邸 (東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇)			
仕様が複数ある場合、必要最小限の仕様のもの、又は仕様の範囲を以下に記載					
項目	小項目	仕様		備考	
建築材料 (法第37条)	基礎コンクリート	JIS	設計基準強度F <sub>c</sub> :24N/mm <sup>2</sup> 以上 スランプ:18cm以下		
	基礎鉄筋	JIS	SD295		
令第2章第2節 (居室の天井の高さ及び防 湿方法(令第22条))	居室の床の高さ及び防 湿方法(令第22条)	床の高さ	640(直下の地面(BM+400)から)		
		防湿方法	ねこ土台(有効換気面積75cm <sup>2</sup> /m)		
令第3章第2節 (構造部材等)	構造部材の耐久 (令第37条)	構造耐力上主要な部分	腐食、腐朽、摩損のおそれのあるものに腐食等防止の措置		
		基礎(令第38条)	支持地盤の種類及び位置 基礎の種類 基礎の底面の位置 基礎の底部に作用する荷重の数値・算出方法 木ぐい及び常水面の位置 鉄筋	砂質地盤(GL-0.5m) べた基礎 地盤面からの深さ:GL-100、根入れ:GL-300 地盤の許容応力度 30kN/m <sup>2</sup> 対象外(木ぐい無し) 主筋:D13、立上り・底盤・開口補強筋:D10	
	地盤調査 (令第38条)	地盤調査 地盤改良	SWS試験 該当なし	フック有 SWS試験結果に基づく地盤調査報告書	
	屋根ふき材等 (令第39条)	屋根ふき材の固定方法	屋根ふき材の固定方法	平部:全数固定、棟部:ねじ固定、軒・けらば:ねじ3本固定	
		屋外に面する部分のタイル等の 結方法	屋外に面する部分のタイル等の結方法	該当なし	
		太陽光システム等を設置した際 の防錆処理	太陽光システム等を設置した際の防錆処理	該当なし	
	令第3章第3節 (木構造)	木材(令第41条)	木材の規格(JAS)または等級	横架材、柱材、筋かい等、その他:無等級材 耐力上の欠点のないこと	
土台及び基礎 (令第42条)		柱脚の固定方法	土台120×120(ヒノキ、無等級材)を設ける		
		土台の固定方法	アンカーボルト(M12) + 座金(厚)4.5×40角×14φにより緊結、柱から200以内に 設置(設置間隔:2700以内)	Zマーク表示金物又は同等認定品	
柱の小径 (令第43条)		横架材間距離	1階 小径120、横架材相互間の垂直距離の最大:2844 柱の小径と横架材間内法寸法の比率:1/23.7 2階 小径120、横架材相互間の垂直距離の最大:2730 柱の小径と横架材間内法寸法の比率:1/22.8		
		柱断面の欠き取り(1/3以上)の有無	1/3以上欠き取る場合は適切に補強		
		2階建てのすみ柱	通し柱、または同等の補強(N値計算による)		
はり等の横架材 (令第44条)		有効細長比(最大値)	1階 座屈長さ:2844、断面最小二次率半径:34.64 柱の有効細長比=82.1<150 2階 座屈長さ:2730、断面最小二次率半径:34.64 柱の有効細長比=78.9<150	座屈長さ = 横架材相互間内法	
		中央部付近の下側に耐力上支障のある欠き込 み	欠込み:無し		
筋かい (令第45条)		筋かいの断面	45×90		
構造耐力上必要な軸組 (令第46条)		筋かいの欠き込み	原則欠き込み無し (必要な場合)たすき部補強:両面から短冊金物(S)当て六角ボルト(M12)締め、スク リュウくぎ(ZS50)打ち	Zマーク表示金物又は同等認定品	
	第1項 主要な梁せいのスギ(120×120~240) 第2項 床組・小屋ばり組の火打、構造用合板 等、振れ止め 第4項 壁量基準(耐震・耐風)	床組:構造用合板(厚)24 小屋ばり組:火打ちばり(木製)、振れ止め:設置 火打土台:スギ(45×90)ユニットバス、土間床部分は除く 筋かい(45×90シングル、ダブル)、配置は壁量平面図による			
継手・仕口 (令第47条)	筋かい端部	緊結方法:筋かいプレート(BP2等)	Zマーク表示金物又は同等認定品		
	耐力壁両側柱頭・柱脚 その他の柱頭・柱脚	N値計算による かど金物(CP-L)等	N値計算書 Zマーク表示金物又は同等認定品		
防錆措置等(令第49 条)	小屋根の接合方法	耐風性向上のための接合部仕様 たるき・軒桁接合:ひねり金物ST-15 たるきもや接合:鉄丸くぎ2-N75 2本斜め打ち 小屋束・小屋ばり・小屋束-もや接合:かすがいC120両面打ち	平12建告第1460号 基準風速:34m/s、 樹種:J3(スギ) Zマーク表示金物又は同等認定品		
	鉄網モルタル下地等の防水措置 構造耐力上主要な部分の柱、筋かい、土台	該当なし 地面から1mの範囲で防錆・防錆処理			
令第3章第4節の2 (補強コンクリートブロッ ク造)	塀 (令第62条の8)	構造方法	控え壁なし	塀の高さ=1200	
		材料の種類	建築用コンクリートブロックA種		
		壁の厚さ	150		
		補強筋	壁内部 縦横に80cm間隔にD10配置 横筋:壁頂・基礎補強筋、縦筋:壁端部、隅角部 D10		
防火構造 延焼のおそれのある部分	屋根(法第22条)	補強筋端部	端部はかざ状に折り曲げ、交差する鉄筋にかざ掛け		
		仕上	粘土瓦(防災瓦)	瓦:不燃材料	
		野地板	構造用合板特類(厚)12 鉄丸くぎN38 150ピッチでたるきに固定		
居室の内装	外壁(法第23条)	防水紙	改質アスファルトルーフィング940(22kg)		
	軒裏(令第108条)	仕上	窯業系サイディング(厚)18 通気構造 繊維混入ウレタンフォーム(厚)11.5 EP	準防火材料(認定番号XX)	
居室の内装	内装材(複合フローリング、集成材、ビニルクロ ス、化粧石膏ボード、ふすま紙、内装・収納ド ア、洗面化粧台、キッチンセット、接着剤)	内装材(複合フローリング、集成材、ビニルクロ ス、化粧石膏ボード、ふすま紙、内装・収納ド ア、洗面化粧台、キッチンセット、接着剤)	全てF☆☆☆☆	全ての居室	
		換気設備 (令第20条の8)	機械換気設備の構造 天井裏等(合板、構造用合板、収納内部、石膏 ボード)	第3種機械換気設備 80m <sup>3</sup> /h ×2基(1,2階便所に設置)、各居室に給気口設置 台所はレンジフードによる(換気量〇〇m <sup>3</sup> /h) 全てF☆☆☆☆	内装ドアにはアンダーカットH=10、または 換気ガラリ設置 全ての天井裏等
給排水衛生設備	建築設備の構造強度 (令第129条の2の3) 昇降機以外の建築設備の構造方法	建築設備の構造強度 (令第129条の2の3)	建築物に設ける昇降機以外の建築設備の安全設置に関する平12建告第1388号およ び同左第5改正(平24国交告第1447号)の構造方法に従い設置	平25国住指第4725号(給湯設備の転倒 防止に係る技術基準の改正 技術的助言)	
		給水・給湯管材料	引込:ステンレス管 敷地内:耐衝撃硬質塩化ビニル管 住戸内:架橋ポリエチレン管		
			排水管材料	排水樹:コンクリート製樹、硬質塩化ビニル製樹 排水管:硬質塩化ビニル製排水管 地中埋設管:防食テープにて処理 排水勾配:1/100以上 管径は、上下水道局の基準による	
給水、排水その他の配 管設備 (令第129条の2の4)	水栓	吐水口空間を有効に確保する			
特定行政庁が条例、規則 で定める規定	法第40条		-		
	法第41条		-		

# 製材のJAS認証取得のすすめ

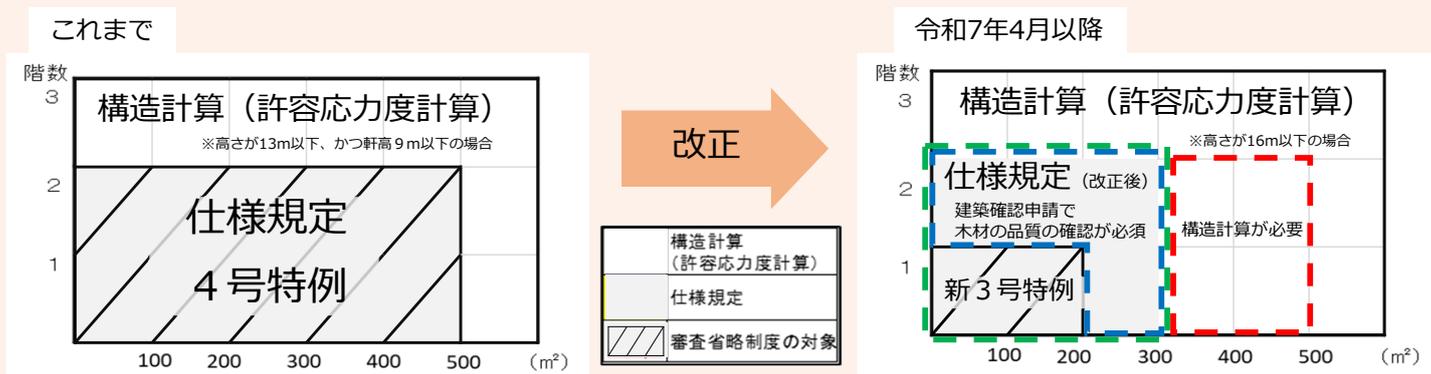


## 木材を取り巻く環境の変化に対応して、 JAS認証を取得しませんか？

### 1. 建築物で木材の品質の確認を受ける範囲が拡大します！

令和7年4月1日から改正建築基準法が施行され、構造計算(※)が必要となる建築物の範囲が拡大(延べ面積300㎡超へ)され、建築確認申請における構造関係の審査が必須となる建築物の範囲が拡大(延べ面積200㎡以下の平屋以外全て)されます。 ※荷重・外力により部材に生じる力等を計算すること。

#### <改正建築基準法の概要>



- ① 構造計算が必要な範囲が拡大します(□部)。JAS材は無等級材に比べて高い強度で計算できます。
- ② 建築確認申請で、木材の品質の確認が必須となる範囲が拡大します(2階建ては全て)。JAS材は品質・性能を明確に示すことが可能です(□部)。
- ③ 仕様規定が改正され、JAS材であれば、柱の小径を小さくすることが可能となります(□部)。

(単位：N/mm <sup>2</sup> )		圧縮 (Fc)	引張り (Ft)	曲げ (Fb)
J A S	機械等級区分 (E70)	23.4	17.4	29.4
	目視等級区分 (甲種 1級)	21.6	16.2	27.0
	無等級材	17.7	13.5	22.2

スギ製材の基準強度(建設省告示第1452号(平成12年5月31日))

### 2. 国が整備する木造建築物ではJAS材の使用が原則です！

国が整備する施設のうち、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が発注する木造官庁施設では、「木造計画・設計基準」により、構造耐力上主要な部分に用いる製材は、「原則として、JASに適合するもの」とすることが定められています。

また、「木造計画・設計基準」は、各省庁や地方公共団体へ広く情報提供されています。

### 3. JAS製材の規格が見直され、生産しやすくなります！(令和7年度予定)

- SD20の製材について、木口のマイナスの寸法許容差(0.1mm)が認められ、表示寸法どおりの材を生産しやすくなります。
- 含水率検査について、マイクロ波含水率計の使用による非破壊の試験方法が追加されます。
- 機械等級区分の曲げヤング係数において、これまでの下限値と上限値での管理から、下限値と平均値での管理となるため、強度の高いものが含まれていても格付が可能となります。

# 構造用製材の認証区分ごとの特徴

JAS構造用製材（※）には、「機械等級区分」と「目視等級区分」があります。工場の経営方針や取引先のニーズに応じたJAS認証区分で、認証取得をご検討ください。

なお、都府県によっては、JAS認証取得経費の支援を行っているところもありますので、各都府県にお問い合わせください。

※枠組壁工法構造用製材のJAS認証の取得も選択肢となります。

	機械等級区分構造用製材	目視等級区分構造用製材（乾燥）
規格の適用範囲	構造用製材のうち、人工乾燥処理を施した材のヤング係数を機械によって測定し、等級区分するもの	構造用製材のうち、節、丸身等材の欠点を目視によって測定し、等級区分するもの
適している工場	<ul style="list-style-type: none"><li>・設備投資により効率的にJAS製材を製造したい</li><li>・強度の明確な材を製造したい</li></ul>	設備投資を抑えて、JAS製材を製造したい
取扱業者の認証に係る審査	登録認証機関が、「製材についての取扱業者の認証の技術的基準」（平成13年8月28日農林水産省告示第1137号）に適合することについて書類審査、製品検査等を実施	
JAS材製造に必要な主な機械器具（粗挽き以降）	<ul style="list-style-type: none"><li>・木材乾燥機</li><li>・モルダー</li><li>・グレーディングマシン</li><li>・含水率測定器 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・木材乾燥機（天然乾燥の場合不要）</li><li>・モルダー</li><li>・含水率測定器 等</li></ul>
必要な人員（格付検査を外部委託する場合）	①品質管理責任者及び担当者 2名以上※1 ②材面の品質検査担当者 2名以上（①と兼務可）※1 ③格付担当者 1名（①の責任者とは兼務不可）※1 ④「木材乾燥士」※2もしくは「針葉樹製材乾燥技術者」※3の有資格者 ※4  ※1 登録認証機関が講習会を実施 ※2 （公社）日本木材加工技術協会が資格試験を実施 ※3 （公財）日本住宅・木材技術センターが資格試験を実施 ※4 人工乾燥材の場合は必須。天然乾燥材の場合は不要	
新規認証手数料（格付検査を外部委託する場合）	352,000円（税込） （その他新規認証時の検査・試験料・旅費等実費が必要）	275,000円（税込） （その他新規認証時の検査・試験料・旅費等実費が必要）
認証取得に要する時間	通常、6ヵ月程度 （必要な資格取得等の上、申請品目の製造管理データ2ヵ月分以上を用意し、審査を受ける必要）	
年間認証維持費（監査手数料）	110,000円（税込） （その他試験料・旅費等実費が必要）	
格付検査料	2ヵ月に1回、3～5万円程度 （都道府県ごとに異なるため、登録認証機関に要確認。格付検査料のほか、検査員の旅費等実費が必要）	

注：表中の手数料等は、令和6年10月現在の一般社団法人全国木材検査・研究協会のJAS認証手数料等規定による。

## 問合せ先

- ・一般社団法人全国木材検査・研究協会 TEL：03-6206-1255
- ・地域木材団体

# JAS製材供給体制の構築支援

- 令和6年度補正予算で、JAS製材供給体制の構築に向けた支援を強化(施設整備、測定機器導入・人材育成等)。
- パンフレット「製材のJAS認証取得のすすめ」を新たに作成(7千部)。製材工場等に対して、JAS認証取得に向けた働きかけを展開。

## JAS構造用製材に特化した施設整備への支援

- これまで、施設整備支援では、地域材の供給量増加を要件としていたことから、グレーディングマシン等のみの導入は支援対象外。
- 令和6年度補正では、JAS構造用製材の供給力強化を目的として、**グレーディングマシン、含水率計等のみを整備する場合も支援対象に追加。**

(※JAS構造用製材の出荷量2割以上増加(又は格付率3割以上)の目標を設定。)

●問い合わせ先: 林野庁木材産業課調整班: 03-6744-2292(直通)

## JAS構造材の供給体制の整備への支援

- 地域木材団体等によるJAS構造材供給体制の構築に向けた以下の取組を支援。
  - ①**測定機器の導入**(格付検査に用いるもの)
  - ②JAS構造材の品質管理等に必要な**人材の育成**  
(例: 技術講習会の開催)
  - ③**アドバイザー派遣**
  - ④JAS製材工場の連携体制の構築や情報窓口の設置

●問い合わせ先: 林野庁木材産業課木材製品調査班: 03-6744-0583(直通)

製材工場の皆様へ

## 製材のJAS認証取得のすすめ

木材を取り巻く環境の変化に対応して、**JAS認証を取得しませんか?**

### 1. 建築物で木材の品質の確認を受ける範囲が拡大します!

令和7年4月1日から改正建築基準法が施行され、構造計算(※)が必要となる建築物の範囲が拡大(延べ面積300㎡超へ)され、建築確認申請における構造関係の審査が必須となる建築物の範囲が拡大(延べ面積200㎡以下の平屋以外全て)されます。(※)用途・外力により部材に生じる力を等価計算すること。

<改正建築基準法の概要>



- ① 構造計算が必要な範囲が拡大します(■部)。JAS材は無等級材に比べて高い強度で計算できます。
- ② 建築確認申請で、木材の品質の確認が必須となる範囲が拡大します(2階建ては全て)。JAS材は品質・性能を明確に示すことが可能です(■部)。
- ③ 仕様規定が改正され、JAS材であれば、柱の小径を小さくすることが可能となります(■部)。

	圧縮 (F <sub>c</sub> )	引張り (F <sub>t</sub> )	曲げ (F <sub>b</sub> )
JAS 無等級区分 (E70)	23.4	27.6	29.4
JAS 目録等級区分 (準第1級)	21.6	26.2	27.0
無等級材	17.7	13.9	22.2

※JAS規格のJAS材(2階建て)と無等級材(1400mm径)の比較(2階・4階)

### 2. 国が整備する木造建築物ではJAS材の使用が原則です!

国が整備する施設のうち、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が発注する木造官庁施設では、「木造計画・設計基準」により、構造耐力上主要な部分に用いる製材は、「原則として、JASに適合するもの」とすることが定められています。また、「木造計画・設計基準」は、各省庁や地方公共団体へ広く情報提供されています。

### 3. JAS製材の規格が見直され、生産しやすくなります!(令和7年度予定)

- SD20の製材について、木口のマイナスの寸法許容差(0.1mm)が認められ、表示寸法どおりの材を生産しやすくなります。
- 含水率検査について、マイクロ波含水率計の使用による非破壊の試験方法が追加されます。
- 機械等級区分の曲げヤング係数において、これまでの下限値と上限値での管理から、下限値と平均値での管理となるため、強度の高いものが含まれていても格付が可能となります。

林野庁

都道府県によるJAS製品の供給に係る支援(令和6(2024)年度)

(資料4)

都道府県	事業名	内容、補助率等	対象のJAS製品(JAS規格番号※)	対象者	主な要件	実施主体・問い合わせ先	関連ウェブサイト
北海道	該当なし						
青森	該当なし						
岩手	該当なし						
宮城	該当なし						
秋田	該当なし						
山形	該当なし						
福島	JAS材供給体制整備支援事業	JAS認証の新規・追加取得に係る以下の経費(補助率:1/2以内、補助上限額:新規400千円、追加100千円) ・認証手数料 ・製品の試験、検査料 ・その他取得に係る経費	指定なし	新たにJAS認証を取得しようとするまたは、追加でJAS認証を取得しようとする事業者	県産材を利用した製品を生産	福島県木材協同組合連合会 TEL:024-523-3307	-
茨城	該当なし						
栃木	該当なし						
群馬	県産材品質向上強化対策	JAS認証の新規取得に係る以下の経費(補助率:1/2以内、補助上限額:550千円) ・新規認証手数料 ・複数品目申請及び追加品目申請の認証手数料 ・製品の検査及び試験料 ・関係書類の発行手数料 ・検査証明書発行手数料 ・機械等級区分装置の性能認証に係る審査手数料 ・取扱事業者の認証に伴う資格取得にかかる費用 ・製品の事前検査および試験料	1083、0600	JAS認証を取得し、JAS製材品を出荷しようとする県内の事業者	群馬県内のぐんま優良木材認証工場又は製材JASの認証工場	群馬県環境森林部森林局林業振興課 TEL:027-226-3241	-
埼玉	輸入木材に頼らない県産木材供給体制促進事業	木材加工施設の整備に係る以下の経費(補助率:1/2以内) ・グレーディングマシン ・モルダー ・木材乾燥機等	指定なし	県内の木材産業関係事業者等	川上から川下まで連携した県産木材の調達ルートを持つグループの構成員	埼玉県森づくり課 TEL:048-830-4318 E-mail:a4300-11@pref.saitama.lg.jp	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0905/mokuzai/supplychain.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0905/mokuzai/supplychain.html</a>
千葉	該当なし						
東京	該当なし						
神奈川	該当なし						
新潟	県産材PR促進事業	JAS認証の取得に係る以下の経費(補助率:1/2以内) ・木材乾燥技術、品質管理、格付等の資格取得に係る講習会等の受講に係る旅費(交通費、宿泊費等)	指定なし	市町村、木材関連事業者及び木材関連事業者等の組織する団体	県産材の安定的な供給体制づくりのために設置された地域協議会に所属	新潟県農林水産部林政課県産材振興室木材振興係 TEL:025-280-5324	<a href="https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/rins/ei/1220222691960.html">https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/rins/ei/1220222691960.html</a>
富山	該当なし						
石川	該当なし						
福井	該当なし						
山梨	該当なし						
長野	該当なし						
岐阜	県産材等生産体制強化施設整備事業費補助金	JAS認証の新規・追加取得に係る以下の費用(補助率:1/2以内、補助上限額:600千円) ・講習受講料 ・新規認証手数料 ・検査手数料 ・審査旅費 ・試験費用 ・その他認証取得に必要な経費等	1083、0600	新たにJAS認証を取得しようとするまたは、追加でJAS認証を取得しようとする事業者		岐阜県林政部県産材流通課加工流通係 TEL:058-272-8486	-
	県産材等生産体制強化施設整備事業費補助金	JAS製品の生産量増加に係る以下の施設整備費(補助率:1/2以内、補助上限額:2,500千円) ・ヤング係数測定器 ・製材機等	1083、0600	JAS認証事業者等	JAS製品の10%以上の増産 新規認証事業者は年間50m3以上のJAS製品の生産	岐阜県林政部県産材流通課加工流通係 TEL:058-272-8486	-
静岡	製材JAS認証取得支援事業	製材JAS認証取得に係る以下の経費(補助率:1/2以内、補助上限額850千円) ・認証手数料 ・製品検査料 ・公的試験機関事前試験費	1083	県内の木材産業関係事業者等	静岡県産材証明制度により産地を証明されたJAS製材品を出荷	静岡県林業振興課 TEL054-221-2691	<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikanryo/kenchiku/kiyukai/1054945/1057672/index.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikanryo/kenchiku/kiyukai/1054945/1057672/index.html</a>
愛知	該当なし						
三重	該当なし						

都道府県	事業名	内容、補助率等	対象のJAS製品(JAS規格番号※)	対象者	主な要件	実施主体・問い合わせ先	関連ウェブサイト
滋賀	びわ湖材産地証明事業	JAS認証の新規・追加取得に係る以下の経費(補助率:1/2以内) ・新規認証手数料 ・製品の検査および試験料 ・資格者の講習等に係る受講料 ・資格者の資格検定試験手数料	指定なし	新たにJAS認証を取得しようとするまたは、追加でJAS認証を取得しようとする事業者	びわ湖材取扱認定事業者	滋賀県びわ湖材流通推進課 TEL:077-528-3915	<a href="http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangvou/ringvo/u/13669.html">http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangvou/ringvo/u/13669.html</a>
京都	該当なし						
大阪	該当なし						
兵庫	該当なし						
奈良	該当なし						
和歌山	該当なし						
鳥取	鳥取県技術向上トライアル支援事業	自社製品の安定供給や品質管理向上、業務の効率化、新製品開発、コスト削減等に取り組む際、必要となる以下の資機材の購入経費(補助率:1/2、補助上限額:250千円) ・製材用レーザーマーキング ・簡易曲げ試験機等	1083、3079、0701	県内のJAS認証事業者		鳥取県産材・林産振興課 TEL:0857-26-7308	<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/312038.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/312038.htm</a>
島根	製材工場の施設改良等機能強化事業	JAS認証の新規・追加取得に係る以下の経費(補助率:1/2以内) ・検査料 ・認証手数料 ・認証に必要な講習会の受講に要する受講料及び旅費等	指定なし	新たにJAS認証を取得しようとするまたは、追加でJAS認証を取得しようとする県内で県産材を製材・加工する事業者		島根県農林水産部林業課 TEL:0852-22-6749	<a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringvo/mokuzai/seizairyoku/kyoukaijyounituite.html">https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringvo/mokuzai/seizairyoku/kyoukaijyounituite.html</a>
岡山	該当なし						
広島	該当なし						
山口	該当なし						
徳島	該当なし						
香川	該当なし						
愛媛	該当なし						
高知	高知県産材加工力強化事業	JAS認証取得に係る新規認証手数料(補助率:1/2又は1/3以内(国産材の加工量が50%以下の製材業者)) 製材関連施設の導入に係る以下の経費(補助率:1/2又は1/3以内(国産材の加工量が50%以下の製材業者)) ・グレーディングマシン ・モルダー ・木材乾燥機 ・含水率計等	指定なし	県内の事業者、(一社)高知県木材協会、県内製材事業者が組織する団体、目立て事業者 県内の事業者、(一社)高知県木材協会、県内製材事業者が組織する団体		高知県木材産業振興課 加工促進担当 TEL:088-821-4591	<a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024030500413/">https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024030500413/</a>
福岡	該当なし						
佐賀	佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業のうち「さがの木施設整備支援事業」	製材業者等が整備する以下の施設整備費(補助率:1/3以内) ・木材乾燥機 ・木質資源量ポイラー施設 ・モルダー ・グレーディングマシン等	指定なし	木材の生産・加工流通業者(「佐賀県木材業者及び製材業者登録条例」に基づき、登録されたもの(国庫補助事業等の補助要件に該当しない事業者))	・県産木材の利用量(加工量、流通量、乾燥量)の割合が現状値の30%以上増加	佐賀県林業課 林産担当 TEL:0952-25-7133	<a href="https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00355778/index.html">https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00355778/index.html</a>
佐賀	佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業	JAS認証の取得及び維持に係る以下の経費(補助率:1/2以内) ・新規認証及び維持手数料 ・資格取得に係る費用(受講料、検定料) ・その他必要となる経費	指定なし	「佐賀県製材業者」に登録されている製材工場	「佐賀県産木材地産地消の応援団」の認定を受けた企業・団体等	佐賀県林業課 林産担当 TEL:0952-25-7133	<a href="https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319493/index.html">https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319493/index.html</a>
長崎	該当なし						
熊本	該当なし						
大分	JAS認証取得支援事業	JAS認証取得に係る以下の経費(補助率:1/2以内、R6年度予算額:1,354千円) ・資格取得経費 ・認証取得経費 ・事前強度試験 ・上記にかかる旅費、需用費、委託料等	指定なし	新たにJAS認証を取得しようとするまたは、追加でJAS認証を取得しようとする県内の事業者	事業年度内にJAS認証を取得し、かつ取得後3年間は認証を維持	大分県林産振興室 木材振興流通対策班 TEL:097-506-3833	—

都道府県	事業名	内容、補助率等	対象のJAS製品(JAS規格番号※)	対象者	主な要件	実施主体・問い合わせ先	関連ウェブサイト
宮崎	宮崎県JAS認証材等普及促進対策事業	JAS認証の新規・追加取得に係る以下の経費(補助率:1/2以内、補助上限額:200千円/件、R6年度予算額:800千円) ・認証手数料 ・製品の検査および試験料 ・資格検定試験手数料 ・認証に係る認証機関(委託された者)の旅費	指定なし	新たにJAS認証を取得しようとするまたは、追加でJAS認証を取得しようとする事業者		宮崎県山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室 TEL:0985-26-7156	—
鹿児島	かごしま材競争力強化施設整備支援事業	機械等級区分構造用製材の認証取得に必要な施設(グレーディングマシン)の整備費(補助率:1/2以内)	1083	機械等級区分構造用製材を製造しようとする法人		鹿児島県かごしま材振興課 TEL:099-286-3362	—
沖縄	該当なし						

注 林野庁とりまとめ

※JAS規格番号は以下のとおり

JAS 1083:製材

JAS 0600:枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材

JAS 1152:集成材

JAS 3079:直交集成板

JAS 0701:単板積層材

JAS 0360:構造用パネル

JAS 0233:合板

JAS 1073:フローリング

JAS 0006:接着重ね材

JAS 0007:接着合せ材

JAS 0015:接着たて継ぎ材

# 無等級材について

- 「無等級材」は、平成12建設省告示第1452号第五号の無等級材に示す基準強度を用いている。同告示に規定する無等級材の基準強度は、旧製材の日本農林規格(昭和42年農林水産省告示第1842号)第10条において1等に格付けされる木材の強度に基づいた数値である。

## ■旧製材の日本農林規格(昭和42年農林省告示第1842号)第10条におけるひき角類の格付けの基準(抜粋)

区分	基準
節	径比が40%以下であり、かつ、集中径比が60%以下であること。
入り皮又はやにつば	軽微であること。
丸身	20%以下であり、かつ、1角においては10%以下であること。
曲り	0.2%以下であること。ただし、「土台用」と表示してあるものにあつては、0.5%以下である。
ねじれ	きわめて軽微であること。ただし、「土台用」と表示してあるものにあつては、顕著でないこと。
木口割れ又は目まわり	10%以下であること。
繊維走向の傾斜 (幅が90mm未満を除く。)	80mm以下であること。
平均年輪幅	6mm以下であること。
あて	軽微であること。
腐れ又は虫あな	軽微であること。
端落ち	端落ち(材の1端の欠除した部分)の厚さ方向の長さの最大値と最小値の和の $\frac{1}{2}$ の材の1辺長さに対する割合が10%以下であり、かつ、材の長さ方向の長さが0.2m以下であること。
その他の欠点	軽微であること。
寸法	表示された寸法と測定した寸法との差がそれぞれに次に掲げる数値に適合していること。
	1 厚さ及び幅 - 1.0mm以下
	2 長さ - 0